

平成28年8月に発生した台風第10号による  
大雨被害に対する災害義援金の取扱いについて

一岩手県久慈市・普代村における災害義援金一

平成28年8月30日に発生した台風第10号による大雨により、岩手県久慈市、普代村において甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

盛岡信用金庫（理事長 佐藤 利久）は、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 寄付先および取扱期間

岩手県 久慈市	平成28年9月13日（火）～平成28年10月31日（月）
岩手県 普代村	

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
岩手県 久慈市	久慈市台風災害義援金 久慈市長 遠藤 譲一	盛岡信用金庫 久慈支店	030	普通	0234511
岩手県 普代村	普代村台風災害義援金 普代村長 柁屋 伸夫	盛岡信用金庫 久慈支店	030	普通	0234529

3. 振込手数料

無 料（当金庫窓口でお手続の場合）

※ATM、インターネットバンキング等からお振込された場合、所定の手数料がかかりますので  
ご留意願います。

※詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。  
お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

あなたのそばに もっと身近に

以 上

